

○東京藝術大学職員給与規則

〔平成16年4月1日  
制 定〕

改正	平成17年4月1日	平成17年7月21日
	平成17年12月15日	平成18年3月31日
	平成19年3月28日	平成20年1月29日
	平成20年3月27日	平成20年10月17日
	平成20年12月22日	平成21年3月30日
	平成21年6月25日	平成21年12月1日
	平成22年3月30日	平成22年12月1日
	平成23年3月29日	平成23年7月8日
	平成24年3月30日	平成24年6月29日
	平成25年10月24日	平成25年12月19日
	平成26年3月27日	平成26年9月18日
	平成26年10月24日	平成26年11月20日
	平成27年3月19日	平成27年5月14日
	平成28年3月3日	平成28年3月24日
	平成28年10月27日	平成29年3月2日
	平成29年3月23日	平成30年3月15日
	平成31年3月20日	令和2年3月26日
	令和2年10月29日	令和3年3月18日
	令和4年6月23日	令和5年3月16日
	令和5年6月22日	令和5年10月26日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、東京藝術大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第30条の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

（給与の種類、計算期間及び支給日）

第2条 職員の給与の種類、計算期間及び支給日は、次の表のとおりとする。

給与の種類	給与の計算期間	給与支給日
(1)俸給	一の月の初日から末日まで	その月の20日（ただし、その日が土曜日、日曜日及び東京藝術大学職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下「勤務時間等規則」という。）第17条に規定する休日に当たる場合は、順次、前日、前々日、翌日、前々前日とする。）
(2)諸手当 大学院調整額 管理職手当 初任給調整手当 扶養手当 地域手当 住居手当 単身赴任手当 主幹教諭手当 義務教育等教員特別手当 教職調整額		

教員特殊業務手当 教育実習等指導手当 教育業務連絡指導手当 超過勤務手当 休日給 管理職員特別勤務手当 夜勤手当	一の月の初日から末日まで	翌月の20日（ただし、その日が土曜日、日曜日及び勤務時間等規則第17条に規定する休日に当たる場合は、順次、前日、前々日、翌日、前々前日とする。）
期末手当 勤勉手当 特別顕彰手当		6月30日及び12月10日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、前々日、土曜日に当たる場合は、前日とする。）
受託等業務手当		学長が支給を決定した日の属する月の翌月の20日（ただし、その日が土曜日、日曜日及び勤務時間等規則第17条に規定する休日にあたる場合は、順次、前日、前々日、翌日、前々前日とする。）
通勤手当		支給単位期間（6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間）に係る最初の月の20日（ただし、その日が土曜日、日曜日及び勤務時間等規則第17条に規定する休日に当たる場合は、順次、前日、前々日、翌日、前々前日とする。）

（給与の支払）

第3条 職員の給与は、通貨で直接職員にその全額を支払うものとする。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第24条に基づく協定に定めるものは、これを控除して支払うことができるものとする。

2 前項の給与は、原則として、職員の預貯金口座に所要金額を振込むことによって支払う。

3 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まない。

（日割計算等）

第4条 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給する。俸給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

2 職員が退職し、又は解雇された場合には、その日まで俸給を支給する。

3 前項にかかわらず、職員が死亡により退職した場合には、その月までの俸給を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により、俸給を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外るとき、又はその月の末日まで支給するとき以外るとき

は、その給与額は、その月の現日数から勤務時間等規則第15条に規定する週休日及び同規則第17条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 前項の規定は、大学院調整額、管理職手当、初任給調整手当、地域手当、主幹教諭手当、義務教育等教員特別手当及び教職調整額の支給について準用する。

(給与の即時払)

第5条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合に、本人又は権利者の請求があったときは、第2条の規定にかかわらず速やかに給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りでない。

(1) 退職し、又は解雇されたとき

(2) 本人が死亡したとき

(非常時払)

第6条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ本人から請求があったときは、第2条の規定にかかわらず当該請求があった日までの給与を速やかに支払う。

(1) 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産若しくは葬儀の費用にあてるとき

(2) 本人又はその収入によって生計を維持する者の病気又は災害の費用にあてるとき

(3) 本人又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用にあてるとき

(4) その他特に必要と認めたとき

勤務1時間当たりの給与額の算出)

第7条 第21条、第33条から第34条の2に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給及び大学院調整額の月額並びにこれらに対する地域手当の月額、管理職手当、初任給調整手当、主幹教諭手当、義務教育等教員特別手当及び教職調整額の月額の合計額の12箇月分をその年度における勤務時間等規則第21条の適用を受けない職員の所定勤務時間数で除して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、第33条及び第34条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、教員特殊業務手当(第30条第1項第1号に規定する業務に限る。)、教育実習等指導手当又は教育業務連絡指導手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該勤務に係る勤務1時間当たりの手当の額(1日単位で支給されるものにあつては、その額を一日の所定勤務時間数で除した額)を、前項の規定による額に加算した額とする。

(端数計算)

第8条 前条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び第33条から第34条の2までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日給又は夜勤手当の額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときには、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときには、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第9条 この規則により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

## 第2章 俸給

### (俸給)

第10条 俸給は俸給表に定める級号俸と俸給月額により支給する。

### (俸給表の種類)

第11条 俸給表の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 一般職俸給表 (別表第1)

イ 一般職俸給表 (一)

ロ 一般職俸給表 (二)

(2) 教育職俸給表 (別表第2)

イ 教育職俸給表 (一)

ロ 教育職俸給表 (二)

(3) 医療職俸給表 (別表第3)

(4) 指定職俸給表 (別表第4)

### (短時間勤務制職員の給与)

第11条の2 勤務時間等規則第21条に規定する短時間勤務制を適用した職員(以下「短時間勤務制職員」という。)の毎月の給与額は、俸給、大学院調整額、管理職手当、初任給調整手当、地域手当(俸給、大学院調整額、管理職手当、扶養手当及び教職調整額の月額の合計額に第26条第1項に規定する支給割合を乗じて得た額とする)、主幹教諭手当、義務教育等教員特別手当及び教職調整額の月額の合計額の12箇月分をその年度における勤務時間等規則第21条の適用を受けない職員の所定勤務時間数で除して得た勤務1時間当たりの給与額に当該短時間勤務制職員のその月の総勤務時間数を乗じて得た額並びに扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の月額の合計額とする。

2 第21条及び第33条から第34条の2までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第7条の規定を適用する。ただし、第33条及び第34条の場合において、所定勤務時間を超えない勤務に対する勤務1時間当たりの給与額は、前項に規定する勤務1時間当たりの給与額とする。

### (初任給)

第12条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して決定する。

### (昇格)

第13条 従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価により1級上位の級に昇格させることができる。

### (降格)

第14条 就業規則第11条の規定により降任したときは、下位の級に降格させることができる。

### (初任給基準を異にする異動の場合の職務の級)

第15条 職員を俸給表の適用を異にすることなく初任給の基準の異なる他の職種に異動させる場合には、その異動後の職務に応じ、決定する。

### (俸給表の適用を異にする異動の場合の職務の級)

第16条 職員を俸給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその

者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、決定する。

(昇給)

第17条 職員(指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。)の昇給は、昇給日前の9月30日以前の1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。この場合において、当該期間の末日の翌日から昇給日の前日までの間に就業規則第43条の規定による懲戒処分及び同規則第45条に規定する訓告等を受けたときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

2 職員の昇給区分は、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給の区分に決定する。

(1) 勤務成績が特に良好である職員

イ 勤務成績が極めて良好である職員 A

ロ イに掲げる職員以外の職員 B

(2) 勤務成績が良好である職員 C

(3) 勤務成績がやや良好でない職員 D

(4) 勤務成績が良好でない職員 E

3 職員を昇給させる場合の号俸数は、前項に定める当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分(以下「昇給区分」という。)に応じて別表第7に定める号俸数とする。この場合において、号俸数が零となる職員は、昇給しない。

4 職員は、60歳(用務員にあつては、63歳)に達した日の属する年度の翌年度以降は、前項の規定にかかわらず、昇給しない。

5 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

6 前5項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

(昇給日)

第18条 前条の規定による昇給日は、1月1日とする。

(特別の場合の昇給)

第19条 勤務成績が良好である職員について特に必要があると認められる場合には、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める日に、第17条第1項及び第2項を準用して昇給させることができる。

(1) 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合 当該危篤又は当該著しい障害の状態となった日

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 学長が定める日

### 第3章 給与の特例

(休職者の給与)

第20条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第14条第1項第1号の規定による休職(以下この条において「病気休職」という。)にされたときは、その休職の期間中、給与の全額(労基法第76条による休業補償及び労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)第14条による休業補償給付を受ける額に相当する額を除く額)を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり病気休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、俸給、扶養手当、地域手当、住居手当、教職調整額及び期末手当（以下この条において「俸給等」という。）のそれぞれ100分の80を支給することができる。ただし、東京藝術大学教員の採用等に関する規則（以下「教員採用等規則」という。）第6条第2項の規定による休職の期間にあっては、その期間中、給与の全額を支給する。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により、病気休職にされたときは、その休職期間が満1年に達するまでは、俸給等の100分の80を支給することができる。
- 4 職員が刑事事件に関し起訴され、就業規則第14条第1項第2号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等（期末手当を除く。）の100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が就業規則第14条第1項第3号及び同項第4号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の70以内を支給することができる。
- 6 職員が就業規則第14条第1項第6号の規定による派遣休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の100以内を支給することができる。
- 7 職員が就業規則第14条第1項第8号の規定に該当し休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の70以内（業務上の災害若しくは労災保険法第7条第2項に規定する通勤による災害を受けたと認められるときは、100分の100以内）を支給することができる。
- 8 休職にされた職員には、他の規則に別段の定めがない限り、前7項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。

（給与の減額）

第21条 職員が勤務しないときには、勤務時間等規則第22条に規定する休暇、就業規則第33条の規定により職務専念義務を免除された場合又は東京藝術大学安全管理規則第36条第1項に規定する就業禁止の措置の期間を除き、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、その勤務しない時間数を乗じて得た額を減ずる。

- 2 前項の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日（結核性疾患の場合にあっては、1年）を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、俸給及び教職調整額の半額を減ずる。

（年俸制の適用）

第21条の2 国内外において、高度の専門的学識又は技能を有する者で、本学において教育研究等に従事する教員の給与その他特に必要と認める者の給与については、この規則にかかわらず、年俸制を適用できるものとし、その実施に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 就業規則第54条第1項に定める職務限定職員については、この規則にかかわらず、年俸制を適用できるものとし、その実施に関し必要な事項は、別に定める。

(大学院調整額)

第22条 俸給月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないとき、その特殊性に基づき、適正な調整を行う。

2 前項の規定により俸給の調整を行う職は、次の表の勤務箇所欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の職員欄に掲げる大学院担当教員の占める職とする。

勤務箇所	職員	調整数
大学院研究科	(1) 教授及び准教授のうち、博士課程を担当する者で、主任として4人以上の学生(博士後期課程の学生に限る。)に対する研究指導に従事し、かつ、講義等を年度を通じて2単位以上担当するもの	3
	(2) 教授、准教授及び講師のうち、博士課程を担当する者で、次のいずれかに該当する者 イ 基礎講座等に配置されている者で、主任として学生に対する研究指導に従事する者 ロ 基礎講座等に配置されている者で、講義等を年度を通じて2単位以上担当する者 ハ 大学院研究科に配置されている者又は講座等の教員に適任者が得られない等のため他の教員組織から担当を命ぜられている者で、主任として学生に対する研究指導に従事し、かつ、講義等を年度を通じて2単位以上担当する者 ニ 大学院研究科に配置されている者又は講座等の教員に適任者が得られない等のため他の教員組織から担当を命ぜられている者で、講義等を年度を通じて4単位以上担当する者	2
	(3) 教授、准教授及び講師のうち、修士課程を担当する者で、(2)のイからニのいずれかに該当する者	1
	(4) 大学院研究科に在学する学生の指導に従事する助教で、学長が別に定める者	

3 職員の大学院調整額は、当該職員に適用される俸給表及び職務の級に応じて次の表に掲げる調整基本額にその者にかかる前項に定める表に定める調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

教育職俸給表 (一)

職務の級	調整基本額
------	-------

1級	9,000円。ただし、1号俸7,807円、2号俸7,902円、3号俸7,992円、4号俸8,082円、5号俸8,167円、6号俸8,280円、7号俸8,392円、8号俸8,505円、9号俸8,622円、10号俸8,748円、11号俸8,869円、12号俸8,991円
2級	10,500円。ただし、1号俸9,738円、2号俸9,841円、3号俸9,940円、4号俸10,039円、5号俸10,134円、6号俸10,228円、7号俸10,327円、8号俸10,422円
3級	11,900円
4級	12,700円
5級	15,000円
6級	16,300円

4 次の各号に掲げる場合については、大学院調整額の支給を停止する。

(1) 休職、停職または派遣により職務に従事しない場合

(2) 外国出張、病気休暇及び長期研修（以下「外国出張等」という。）により引き続き90日を超えた場合

5 前項第2号の規定にかかわらず、年度の初めから当該年度の末日まで外国出張等の場合は、当該年度の初めから末日まで、大学院調整額を支給しない。

(管理職手当)

第23条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職を占める職員に支給する。ただし、指定職俸給表の適用を受ける職員には支給しない。

2 管理職手当の月額、次の表に掲げる適用区分に応じた支給額とする。ただし、前項に規定する職員が次の表に掲げる職名に二以上該当する場合は、適用区分に応じた支給額のうち、最も高い支給額で支給し、その他の管理職手当は支給しない。

適用区分	支給額	職名
I種	130,000円	美術学部長、音楽学部長
II種	100,000円	事務局長
III種	80,000円	副学長、映像研究科長、附属図書館長、学長特命
IV種	60,000円	大学美術館長、演奏芸術センター長、社会連携センター長、国際芸術創造研究科長、藝大アートプラザ所長、附属音楽高等学校長、学長特別補佐
	50,000円	企画総務課長、人事労務課長、財務会計課長、社会連携課長、学生課長、施設課長、美術学部事務長、音楽学部事務長、映像研究科事務長
V種	40,000円	未来創造継承センター長、言語・音声トレーニングセンター長、芸術情報センター長、副学部長、大学美術館副館長、附属音楽高等学校副校長、附属図書館事務長、大学美術館事務長、千住校地事務センター事務長

3 前項に規定する管理職手当の月額は、勤務が深夜に及んだ場合における割増賃金相当額を含むものとする。

(初任給調整手当)

第24条 医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められた職に新たに採用された職員（教育職俸給表（一）の適用を受ける職員であって、医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師免許証を有するものに限る。）には、月額50,800円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

2 在職する職員のうち、新たに前項に規定する職を占めることとなった職員で医師免許証を有する者には、前項の規定に準じて初任給調整手当を支給する。

3 初任給調整手当の月額、採用の日又は前項に規定する職員となった日以後の期間の区分に応じた人事院規則9-34（初任給調整手当）別表に掲げる額とする。この場合において、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学卒業の日からそれぞれ採用の日又は前項に規定する職員となった日までの期間が4年（医師法に規定する臨床研修を経た場合にあっては6年）を超えることとなる職員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。）に対する同表の適用については、採用の日又は前項に規定する職員となった日からその超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

4 初任給調整手当を支給されている職員が就業規則第14条の規定に該当して休職にされた場合における当該職員に対する人事院規則9-34（初任給調整手当）別表の適用については、当該休職の期間（第20条第1項及び教員採用等規則第6条第2項及び同条第3項の規定により給与の全額を支給されることとなる期間を除く。）は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。

5 第1項又は第2項に規定する職員となった者のうち、これら職員となった日前にこの規則による初任給調整手当、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）に規定する初任給調整手当及び他の法人等において支給するこれに相当するものと認められた手当（以下この項において「初任給調整手当等」という。）を支給されていたことのある者で第3項の規による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当等を支給されていた期間相当する期間を加えた期間が35年を超えることとなるものに係る初任給調整手当支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

（扶養手当）

第25条 扶養手当は、扶養親族のある職員（指定職俸給表の適用を受ける者を除く。）に対して支給する。ただし、一般職俸給表（一）9級以上及び教育職俸給表（一）6級の適用を受ける者に対しては、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、支給しない。

2 前項に定める扶養親族は、次の表の対象者欄に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものとし、扶養手当の月額、同表に定める額の合計額とする。

対象者	手当額
-----	-----

第1号 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	6,500円（一般職俸給表（一）8級の適用を受ける職員及び教育職俸給表（一）5級の適用を受ける職員にあっては、3,500円）
第2号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき10,000円
第3号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	6,500円（一般職俸給表（一）8級の適用を受ける職員及び教育職俸給表（一）5級の適用を受ける職員にあっては、3,500円）
第4号 満60歳以上の父母及び祖父母	
第5号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
第6号 重度心身障害者（終身労務に就けない程度の者）	

3 扶養親族となる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（地域手当）

第26条 地域手当は、賃金、物価及び生計費等が特に高い地域並びにこれらの地域に所在する勤務箇所と教育研究上密接な関係がある他の地域に所在する勤務箇所、次の表の支給地域欄に掲げる地域に在勤する職員に支給する。

都道府県	支給地域	支給割合
茨城県	取手市	100分の17
東京都	特別区	100分の17
神奈川県	横浜市	100分の17
奈良県	奈良市	100分の10

2 地域手当の月額は、俸給、大学院調整額、管理職手当、教職調整額及び扶養手当の月額の合計額に、前項に定める表の支給地域に応じて、それぞれ支給割合欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

3 職員が在勤する地域を異にして異動した場合において、異動後の地域に係る地域手当の支給割合（以下「異動後の支給割合」という。）が、当該異動前の地域に係る地域手当の支給割合（以下「異動前の支給割合」という。）に達しないこととなるときは、異動の日から3年間、異動前の支給割合による地域手当を支給する。ただし、異動の日以後に第1項に規定する支給割合が改定された場合にあつては、改定の日における異動後の支給割合が異動の日の前日における異動前の支給割合に達しないこととなるときは、改定の日以後における地域手当の支給割合は、異動の日の前日における異動前の支給割合とする。

4 給与法の適用を受ける国家公務員、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に定める特定独立行政法人の職員、地方公務員若しくは国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等の職員その他これに準ずる職員であった者が、引き続き本学の職員となった場合において、採用の事情等を考慮して必要があると認めるときは、第1項の規定にか

かわらず、別に定める支給割合により当該職員に地域手当を支給することができる。

(住居手当)

第27条 住居手当は、次の表に掲げる職員の区分のいずれかに該当する職員に支給するものとし、手当の月額は、職員の区分に応じて同表に定める額（第1号に掲げる職員のうち第2号に掲げる職員でもあるものについては、第1号及び第2号に定める額の合計額）とする。ただし、指定職俸給表の適用を受ける職員には支給しない。

職員の区分	手当額	
第1号 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第2号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（本学、他の法人等及び国の機関により宿舍を貸与されている職員その他別に定める職員を除く。）	次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ右欄に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額	
	イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員	家賃の月額から16,000円を控除した額
	ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員	家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）に11,000円を加算した額
第2号 第29条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住される職員で、配偶者が居住するための住宅（本学、他の法人等及び国の機関により貸与されている宿舍その他別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に	第1号の職員の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）	

(通勤手当)

第28条 通勤手当は次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のために交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外

の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 通勤のために交通機関等を利用する職員にあつては、支給単位期間につき、その者の通勤に要する運賃等に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 通勤のため自動車等の交通用具を使用することを常例とする職員にあつては、職員の区分に応じ、支給単位期間につきそれぞれ次の表に定める額

職員の区分	手当額
自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員	2,000円
使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員	4,200円
使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員	7,100円
使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員	10,000円
使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員	12,900円
使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員	15,800円
使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員	18,700円
使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員	21,600円
使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員	24,400円
使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員	26,200円
使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員	28,000円
使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員	29,800円
使用距離が片道60キロメートル以上である職員	31,600円

(3) 通勤のために交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を

使用することを常例とする職員にあっては、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

- 3 勤務箇所を異にする異動又は勤務箇所の移転に伴い、所在する地域を異にする勤務箇所に在勤することになったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定める職員のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）から通勤のため、新幹線鉄道等の特急列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められたものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものその他これらのものと権衡上必要があると認められるものとして別に定めるものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（東京藝術大学職員通勤手当支給細則において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

- 4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

（単身赴任手当）

第29条 勤務箇所を異にする異動又は勤務箇所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務箇所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務箇所の移転の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められたものうち、単身で生活することを常況とする職員その他これらのものと権衡上必要があると認められるものとして別に定めるものには、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合には、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に交通距離の区分に応じて人事院規則9-89（単身赴任手当）で定める額を加算した額）とする。

（教員特殊業務手当）

第30条 教員特殊業務手当は、音楽学部附属音楽高等学校に所属する副校長、主幹教諭、教諭又は養護教諭で職務の級が教育職俸給表（二）の2級又は1級のものが次の各号に掲げる業務に従事した場合において、当該業務が心身に著しい負担を与えると認める程度に及ぶときに支給する。

- (1) 学校の管理下において行う非常災害時の緊急業務で次に掲げるもの
    - イ 非常災害時における生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務
    - ロ 生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務
    - ハ 生徒に対する緊急の補導業務
  - (2) 修学旅行、林間・臨海学校等（学校が計画し、かつ、実施するものに限る。）において生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの
  - (3) 対外運動競技等において生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は勤務時間等規則第15条に規定する週休日及び同規則第17条に規定する休日（同規則第16条の規定により週休日の振替となった日及び同規則第18条の規定により休日の代休となった日を含む。以下この条において「休日」という。）に行うもの
  - (4) 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における生徒に対する指導業務で休日に行うもの
  - (5) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で休日に行うもの
- 2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、業務の区分に応じて次の表に定める額とする。

業務の区分	手当額
前項第1号イの業務	3,200円（被害が特に甚大な非常災害の際に、心身に著しい負担を与えると認める業務に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）
前項第1号ロ及びハの業務	3,000円
前項第2号及び第3号の業務	1,700円
前項第4号の業務	1,200円
前項第5号の業務	900円

（教育実習等指導手当）

第31条 教育実習等指導手当は、音楽学部附属音楽高等学校に所属する副校長、主幹教諭、教諭又は養護教諭が計画に基づく学生の教育実習の指導業務又はこれに準ずると認められた業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき720円とする。

（教育業務連絡指導手当）

第32条 教育業務連絡指導手当は、音楽学部附属音楽高等学校に置かれる主任等で教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たるものでその職務が困難であるとして次に定めるものの職務を担当する教諭が、当該担当に係る業務に従事したときに支給する。

- (1) 教務主任
- (2) 生徒指導主事
- (3) 進路指導主事

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき200円とする。

(主幹教諭手当)

第32条の2 主幹教諭手当は、主幹教諭の職にある者に支給する。

2 前項の手当の月額は、8,000円とする。

(超過勤務手当)

第33条 勤務時間等規則第9条の規定により、所定の勤務時間以外の時間(次条の規定により休日給が支給されることとなる時間を除く。)に業務上の必要により、勤務することを命じられた職員には、所定の勤務時間以外の時間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125(短時間勤務制職員については、勤務時間等規則第3条第1項に規定する所定勤務時間を超えない勤務に対しては、第11条の2第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の100)を超過勤務手当として支給する。この場合において、その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間に行われていた場合は、100分の150(短時間勤務制職員については、勤務時間等規則第3条第1項に規定する所定勤務時間を超えない勤務に対しては、第11条の2第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125)を支給する。ただし、第23条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員には超過勤務手当を支給しない。

2 勤務時間等規則第9条の規定により、所定の勤務時間以外の時間に業務上の必要により、勤務することを命ぜられ、所定の勤務時間を超えてした勤務(勤務時間等規則第15条の規定に基づく週休日における勤務のうち日曜日の勤務及び週休日の振替(同規則第16条に規定する週休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が日曜日であるものに限る。)により週休日に変更された日の勤務を除く。)の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間(短時間勤務制職員については、勤務時間等規則第3条第1項に規定する所定勤務時間を超えない勤務の時間を除く。)に対して、前項及び次条の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(休日給)

第34条 勤務時間等規則第9条の規定により同規則第15条に規定する週休日及び同規則第17条に規定する休日(同規則第16条の規定により週休日の振替となった日及び同規則第18条の規定により休日の代休となった日を含む。)に業務上の必要により勤務することを命じられた職員には、勤務を命じられた全時間(同規則第16条及び第18条の規定により、当該週休日及び休日にあらかじめ勤務時間を割り振った場合を除く。)に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間において行われた場合は、100分の160)を休日給として支給する。ただし、第23条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員には支給しない。

(夜勤手当)

第34条の2 所定の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務

することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

(管理職員特別勤務手当)

第35条 第23条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員(以下「管理監督職員」という。)及び指定職俸給表の適用を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務時間等規則第15条に規定する週休日及び同規則第17条に規定する休日(同規則第16条の規定により週休日の振替となった日及び同規則第18条の規定により休日の代休となった日を含む。次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、職員の区分に応じて次の表に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、職員の区分に応じて次の表に定める額

適用区分		支給額(実働時間が6時間を超える勤務)
指定職俸給表適用職員		18,000円(27,000円)
管理職手当 適用職員	I種適用職員	12,000円(18,000円)
	II種適用職員	10,000円(15,000円)
	III種適用職員	8,000円(12,000円)
	IV種適用職員	6,000円(9,000円)
	V種適用職員	4,000円(6,000円)

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において人事院規則9-93(管理職員特別勤務手当)で定める額

4 学長(その委任を受けた者を含む。)は、管理職員特別勤務実績簿及び管理職員特別勤務手当整理簿を作成し、これを保管しなければならない。

(期末手当)

第36条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは就業規則第24条第1号及び同規則第25条に該当して解雇され、又は死亡した職員(第3項第2号に定める職員を除く。)についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。以下同じ。)において職員が受けるべき俸給、大学院調整額、教職調整額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に、次の表(1)に定める職員にあっては、俸給、大学院調整額及び教職調整額の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得

た額（以下「役職段階別加算額」という。）（次の表（2）に定める職員（以下「特定管理職員」という。）及び次の表（3）に定める職員にあっては、その額に俸給月額に当該表の区分に応じ、当該表に定める加算割合を乗じて得た額（以下「管理職加算額」という。）を加算した額）を加算した額（以下「期末手当基礎額」という。）を基礎として、100分の120を乗じて得た額（特定管理職員にあっては、100分の100を乗じて得た額、指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては、100分の62.5を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表（4）に定める割合を乗じて得た額とする。

表（1）

俸給表	職務の級	加算割合
一般職俸給表（一）	8級以上	100分の20
	7級・6級	100分の15
	5級・4級	100分の10
	3級	100分の5
一般職俸給表（二）	5級	100分の10
	4級・3級（別に定める職員に限る。）	100分の5
教育職俸給表（一）	6級	100分の20
	5級	100分の15（別に定める職員にあっては100分の20）
	4級・3級	100分の10（職務の級4級の職員のうち別に定める職員にあっては100分の15）
	2級（別に定める職員に限る。）	100分の5
教育職俸給表（二）	4級	100分の15
	3級	100分の10
	2級（別に定める職員に限る。）	100分の5（別に定める職員にあっては100分の10）
医療職俸給表	6級以上	100分の15
	5級・4級	100分の10
	3級・2級（別に定める職員に限る。）	100分の5
指定職俸給表		100分の20を超えない範囲で学長が定める割合

表（2）

俸給表	管理職手当の区分	職務の級	加算割合
一般職俸給表（一）	I種	7級以上	100分の25
	II種		100分の15
教育職俸給表（一）	I種	5級以上	100分の25
	II種		100分の15

医療職俸給表	Ⅱ種	6級以上	100分の15
--------	----	------	---------

表（3）

俸給表	管理職手当の区分	職務の級	加算割合
教育職俸給表（一）	Ⅲ種	5級・6級	100分の10
指定職俸給表			100分の25

表（4）

在職期間	割合
6月	100分の100
5月以上6月未満	100分の80
3月以上5月未満	100分の60
3月未満	100分の30

3 職員が次の各号の一に該当する場合は、期末手当は支給しない。

(1) 基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員

イ 無給休職者（就業規則第14条第1項第1号又は同条第3号から第9号（本号の二に該当するものを除く。）までの規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）

ロ 刑事休職者（就業規則第14条第1項第2号の規定に該当して休職にされている職員をいう。）

ハ 停職者（就業規則第43条第3号の規定により停職にされている職員をいう。）

ニ 無給派遣休職者（就業規則第14条第1項第6号の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）

ホ 勤務時間等規則第31条の規定により育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員

ヘ 大学院修学休業職員（教員採用等規則第14条の規定により大学院修学休業をしている職員をいう。）

(2) 基準日1月以内に退職し、又は解雇された職員のうち、次に掲げる職員

イ その退職し、又は解雇された日において前号に該当する職員であった場合

ロ その退職し、又は解雇された後基準日までの間において給与法適用職員となった者

ハ その退職し、又は解雇された後基準日までの間において国の機関又は他の法人等の職員となった者（本学の在職期間を当該法人等の職員としての在職期間に通算することとしている法人等の職員に限る。）

4 職員が次の各号の一に該当する場合は、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第43条第1項第4号の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第24条第

2号及び同条第3号の規定により解雇された職員

(3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前二号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた者

(4) 第6項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた者

5 第20条第2項、同条第3項、同条第5項又は同条第6項に規定する職員が当該各号に規定する期間内で基準日前1月以内に退職し、若しくは就業規則第24条第1号に該当して、解雇され、又は死亡したときは当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、第3項第2号ロ及び同号ハで定める職員については、この限りでない。

6 学長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、職務に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

7 前6項の規定にかかわらず、期末手当を不支給又は一時停止とすることが適当と認められる事由のある職員については、これを不支給とし又は一時差止とする。

（勤勉手当）

第37条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。基準日前1月以内に退職し、若しくは就業規則第24条第1号及び同規則第25条に該当して解雇され、又は死亡した職員（前条第3項第2号に定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれ基準日現在において受けるべき俸給、大学院調整額及び教職調整額の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に、役職段階別加算額及び管理職加算額を加算した額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて次の表に定める割合及び勤務成績に応じて別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95（特定

管理職員にあっては、100分の115、指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては、100分の100) を乗じて得た額の総額の範囲内とする。

勤務期間	割合
6月	100分の100
5月15日以上6月未満	100分の95
5月 以上5月15日未満	100分の90
4月15日以上5月未満	100分の80
4月 以上4月15日未満	100分の70
3月15日以上4月未満	100分の60
3月 以上3月15日未満	100分の50
2月15日以上3月未満	100分の40
2月 以上2月15日未満	100分の30
1月15日以上2月未満	100分の20
1月 以上1月15日未満	100分の15
15日 以上1月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	0

3 前条第3項の規定は、同項第1号中イ、ロ及びニを「休職者（就業規則第14条第1項の規定により休職にされている職員（第20条第1項の規定の適用を受ける者を除く。）をいう。）」に読み替えて勤勉手当の支給に準用する。

4 前条第4項、同条第6項及び同条第7項の規定は、勤勉手当の支給に準用する。

（特別顕彰手当）

第37条の2 特別顕彰手当は、特に顕著な功績をあげ、本学に多大な貢献があった場合に、学長が別に定めるところにより支給することができる。

（受託等業務手当）

第37条の3 受託等業務手当は、外部資金事業の目的達成に資する業務を行う職員に対し、事業代表者の承認に基づき、学長が別に定めるところにより支給することができる。

2 前項の手当の額は、50,000円以下とし、学長が決定する。

（義務教育等教員特別手当）

第38条 音楽学部附属音楽高等学校に勤務する校長、副校長、主幹教諭、教諭及び養護教諭で教育職俸給表（二）の適用を受けるものには、義務教育等教員特別手当を支給する。

2 義務教育等教員特別手当の月額、その者の受ける号俸に対応する別表第6に掲げる額とする。

（教職調整額）

第39条 義務教育を担当する教員の職務と勤務態様の特殊性を考慮し、音楽学部附属音楽高等学校に所属する職員のうち、その職務の級が教育職俸給表（二）2級又は1級である者には、その者の俸給月額の100分の4に相当する額を教職調整額として支給する。

## 第5章 規則の実施

(実施に関し必要な事項)

第40条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。  
(俸給表の切替)
- 2 国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第4条の規定により、本学の職員となる者（以下「承継職員」という。）の級、号俸及び次期昇給期については、この規則施行日（以下「施行日」という。）において、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）の適用を受けることとした場合に得られる級、号俸及び次期昇給期とする。この場合において、当該職員に適用される俸給表は、次の表により読み替えるものとする。

読み替えられる給与法の俸給表	読み替える本学の俸給表
行政職俸給表（一）	一般職俸給表（一）
行政職俸給表（二）	一般職俸給表（二）
教育職俸給表（一）	教育職俸給表（一）
教育職俸給表（二）	教育職俸給表（二）
医療職俸給表（三）	医療職俸給表
指定職俸給表	指定職俸給表

(俸給の決定)

- 3 前条の適用を受ける職員の施行日における俸給については、別に辞令を発せられない限り、当該職員が施行日の前日に受けていた級号俸と同一とする。ただし、昇格又は昇給させることとなる職員については、給与法及び人事院規則9-8（初任給、昇格、昇給等の基準）の規定により施行日の前日に受けていた号給を受けるに至った時を基礎とし、俸給を決定する。  
(昇給停止に関する経過措置)
- 4 承継職員のうち、施行日の前日において一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成10年法律120号）附則11項から第13項までの適用を受けている職員の昇給については、第17条第2項の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した日後も、人事院規則の定めるところにより、昇給させることができる。  
(調整手当の異動保障)
- 5 承継職員のうち、施行日の前日において給与法第11条の3第2項第1号の適用を受けていた職員が施行日において、施行日の前日と勤務箇所を異にし、第26条第1項に規定する支給割合が100分の3の地域若しくは同項の適用を受けない地域に勤務することとなった場合は、施行日において、同条第3項に規定する異動があったものとみなす。
- 6 承継職員のうち、施行日の前日において給与法第11条の7の適用を受けていた

職員の施行日における調整手当の支給については、同条の適用を受けることとなった日から施行日の前日までの期間を3年間から減じた残期間について、同法第11条の3に規定する支給割合による調整手当を支給する。

(大学院調整額の経過措置)

- 7 施行日から平成18年3月31日までの間において、第22条の適用を受ける職員については、人事院規則9-6-25の規定を準用し適用する。

(期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の算出基礎となる期間の取扱い)

- 8 承継職員のうち、施行日の前日において、給与法第19条の4に規定する期末手当、同法第19条の7に規定する勤勉手当及び同法第19条の8に規定する期末特別手当の適用を受けていた職員の当該手当の算出基礎となる期間については、第36条から第38条までに規定する期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の算出基礎となる期間に通算する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

- 2 施行日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる職員には、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。ただし、次の各号に掲げる職員は除くものとする。

(1) 切替日以降に初任給基準異動をした職員

(2) 切替日以降に基準級より下位の職務の級に降格をした職員

(3) 切替日前に休職等期間がある職員であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされたもの

- 3 施行日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、前項の規定による俸給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、別に定めるところにより、前項の規定に準じて、俸給を支給する。

- 4 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。

(昇給に関する経過措置)

- 5 削除

(大学院調整額に関する経過措置)

- 6 第22条の規定により大学院調整額を支給される職員のうち、その者に係る調整

基本額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、同条の規定による大学院調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額を大学院調整額として支給する。

- (1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の100
- (2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の75
- (3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の50
- (4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の25

7 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- (1) 施行日の前日から引き続き大学院調整額を支給される職員（第3号に該当する職員を除く。） 同日にその者に適用されていた調整基本額
- (2) 施行日以後に新たに大学院調整額を支給されることとなった職員（次号に該当する職員及び施行日以後に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員を除く。） 施行日の前日に新たに大学院調整額を支給される職員となったとした場合に改正前の給与規則等の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額
- (3) 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった職員（施行日以後に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員を除く。） 施行日の前日に当該場合に該当することとなったとした場合（次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに大学院調整額を支給されることとなり、同日に次に掲げる場合に該当することとなったとした場合）に同日にその者に適用されることとなる改正前の給与規則等の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

イ 俸給表の適用を異にする異動をした場合

ロ 初任給基準異動をした場合

ハ 基準給より下位の職務の級に降格をした場合

ニ 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合

ホ 再任用職員異動をした場合

- (4) 施行日以後に、東京藝術大学職員退職手当規則第9条第5項に定める国立大学法人等及び同規則第10条第1項に定める国等の機関に勤務する者であった者から人事交流等により新たに俸給表の適用を受けることとなった職員当該職員が施行日の前日に俸給表の適用を受ける職員であったものとみなして前2号の規定を適用した場合に同日にその者に適用されることとなる調整基本額

(雑則)

8 前7項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年2月1日から施行する。ただし、第26条の2の規定は平

成20年4月1日から施行する。

(俸給表等の改正に伴う特例措置)

- 2 第2条の規定にかかわらず、施行日に在職する職員のうち、この規則(第26条の2を除く。)が平成20年1月1日に施行されたものとして改正後の規則の規定を適用した場合に得られる平成20年1月1日から平成20年1月31日までの間の給与額に、改正前の規則の規定に基づいて支給された当該給与額が達しないものとなる職員については、その差額に相当する額を特例的に支給する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年1月1日から施行する。ただし、第2条及び第28条の規定は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成21年6月25日から施行し、平成21年6月1日から適用する。
- 2 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第36条第2項及び第37条第2項の規定の適用については、第36条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、「100分の75」とあるのは「100分の70」と、第37条第2項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、「100分の85」とあるのは「100分の75」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年12月1日から施行する。  
(俸給の切替えに伴う経過措置)
- 2 東京芸術大学職員給与規則の一部を改正する規則(平成17年規則第96号。以下「平成17年改正規則」という。)附則第2項の規定にかかわらず、平成18年3月31日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額(この規則の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該俸給月額にそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなる者には、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。  
(1) 次号に掲げる職員以外の職員(次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員でその号俸が次の表の号俸欄に掲げる号俸であるものを除く。) 100分の99.76

俸給表	職務の級	号俸
-----	------	----

一般職俸給表（一）	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から24号俸まで
	3級	1号俸から8号俸まで
一般職俸給表（二）	1級	1号俸から68号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
教育職俸給表（一）	1級	1号俸から48号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
	3級	1号俸から12号俸まで
教育職俸給表（二）	1級	1号俸から52号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
医療職俸給表	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から40号俸まで
	3級	1号俸から16号俸まで
	4級	1号俸から4号俸まで

(2) 指定職俸給表の適用を受ける職員 100分の99.68

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員には、俸給の切替えに伴う経過措置を適用しないものとする。

(1) 平成18年4月1日以降に初任給基準異動をした職員

(2) 平成18年4月1日以降に基準級より下位の職務の級に降格をした職員

(3) 平成18年3月31日以前に休職等期間がある職員であって、平成18年4月1日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた者

(4) 平成18年4月1日以降に前項の規定による俸給を支給される職員でなくなった者

4 平成17年改正規則附則第3項及び第4項の規定にかかわらず、平成18年3月31日から引き続き俸給表の適用又は平成18年4月1日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して第2項の規定による俸給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、別に定めるところにより、第2項の規定に準じて、俸給を支給する。

(平成22年1月1日に行われる昇給に関する経過措置)

5 平成22年1月1日に行われる第17条の規定による昇給については、同条中「昇給日前の9月30日以前の1年間」とあるのは「平成21年1月1日から平成21年9月30日までの期間」とし、別表第7備考3中「12月」とあるのは「9月」とする。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。

2 当分の間、職員（次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の

者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 俸給月額 当該特定職員の俸給月額(当該特定職員が第21条第2項の適用を受ける者である場合にあっては、同項の規定により半額を減ぜられた俸給月額。以下同じ。)に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定職員の俸給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額(当該特定職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号俸の俸給月額からその半額を減じた額。以下この号及び次号において同じ。)に達しない場合(以下この項、第5項及び第6項において「最低号俸に達しない場合」という。)にあっては、当該特定職員の俸給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額(以下この項及び第5項において「俸給月額減額基礎額」という。))
- (2) 地域手当 当該特定職員の俸給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額に対する地域手当の月額)
- (3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、役職段階別加算額及び管理職加算額を加算した額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る第36条第2項本文に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項表(4)に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、役職段階別加算額及び管理職加算額を加算した額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項本文に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項表(4)に定める割合を乗じて得た額)
- (4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、役職段階別加算額及び管理職加算額を加算した額(第6項において「勤勉手当減額対象額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第37条第2項に規定する勤務期間の区分に応じて定める割合及び勤務成績に応じて別に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、役職段階別加算額及び管理職加算額を加算した額(第6項において「勤勉手当減額基礎額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る同項に規定する勤務期間の区分に応じて定める割合及び勤務成績に応じて別に定める割合を乗じて得た額)
- (5) 第20条第1項から第7項まで及び第36条第5項前段の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - イ 第20条第1項 前各号に定める額

- ロ 第20条第2項又は第3項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額
- ハ 第20条第4項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- ニ 第20条第5項、第6項又は第7項 第1号から第3号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- ホ 第36条第5項前段 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額（第20条第5項、第6項又は第7項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

俸給表	職務の級
一般職俸給表（一）	6級
教育職俸給表（一）	5級
教育職俸給表（二）	4級
医療職俸給表	6級

- 3 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する前項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成22年12月1日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。
- 4 前2項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。
- 5 第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第11条の2、第21条第1項及び第33条から第34条の2まで並びに東京芸術大学職員の育児休業に関する規則第18条第2項及び東京芸術大学職員の介護休業等に関する規則第8条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第7条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額の12箇月分をその年度における勤務時間等規則第21条の適用を受けない職員の所定勤務時間数で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額の12箇月分をその年度における勤務時間等規則第21条の適用を受けない職員の所定勤務時間数で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。
- 6 第2項の規定が適用される間、第37条第2項に定める勤勉手当の総額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、同項に掲げる職員で第2項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の0.975（特定管理職員にあっては、100分の1.275）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の65（特定管理職員にあっては、100分の85）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。
- 7 東京芸術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成17年規則第96号。以下「平成17年改正規則」という。）附則第2項及び東京芸術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成21年規則第16号。以下「平成21年改正規則」という。）附則

第2項の規定にかかわらず、平成18年3月31日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（平成21年12月1日に次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該俸給月額にそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる者には、俸給月額のほか、その差額に相当する額（第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。

(1) 平成21年改正規則附則第2項第1号に規定する職員 100分の99.59

(2) 指定職俸給表の適用を受ける職員 100分の99.44

(3) 前2号に掲げる職員以外の職員 100分の99.83

8 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員には、前項の規定を適用しないものとする。

(1) 平成18年4月1日以降に初任給基準異動をした職員

(2) 平成18年4月1日以降に基準級より下位の職務の級に降格をした職員

(3) 平成18年3月31日以前に休職等期間がある職員であつて、平成18年4月1日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた者

(4) 平成18年4月1日以降に前項の規定による俸給を支給される職員でなくなった者

9 平成17年改正規則附則第3項及び第4項並びに平成21年改正規則附則第4項の規定にかかわらず、平成18年3月31日から引き続き俸給表の適用又は平成18年4月1日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して第7項の規定による俸給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、別に定めるところにより、第7項の規定に準じて、俸給を支給する。

#### 附 則

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

2 東京芸術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成22年規則第44号。以下「平成22年改正規則」という。）附則第2項の規定が適用される間、第37条第2項に定める勤勉手当の総額は、第37条第2項及び同規則附則第6項の規定にかかわらず、第37条第2項の規定により算出した額から、同項に掲げる職員で平成22年改正規則附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.0125（特定管理職員にあつては、100分の1.3125）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の67.5（特定管理職員にあつては、100分の87.5）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

3 平成23年4月1日において43歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号俸を受けるもの及び指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）のうち、平成22年1月1日において給与規則第17条の規定により昇給した職員（同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同

日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則

この規則は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 東京芸術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成17年規則第96号。以下「平成17年改正規則」という。）附則第2項、東京芸術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成21年規則第16号。以下「平成21年改正規則」という。）附則第2項及び東京芸術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成22年規則第44号。以下「平成22年改正規則」という。）附則第7項の規定にかかわらず、平成18年3月31日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（平成24年4月1日に次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該俸給月額にそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる者には、平成26年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（平成22年改正規則附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。
  - (1) 平成21年改正規則附則第2項第1号に規定する職員 100分の99.1
  - (2) 指定職俸給表の適用を受ける職員 100分の98.94
  - (3) 前2号に掲げる職員以外の職員 100分の99.34
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員には、前項の規定を適用しないものとする。
  - (1) 平成18年4月1日以降に初任給基準異動をした職員
  - (2) 平成18年4月1日以降に基準級より下位の職務の級に降格をした職員
  - (3) 平成18年3月31日以前に休職等期間がある職員であつて、平成18年4月1日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた者
  - (4) 平成18年4月1日以降に平成17年改正規則附則第2項から第4項まで、平成21年改正規則附則第2項及び第4項、平成22年改正規則附則第7項及び第9項並びに前項及び次項の規定による俸給を支給される職員でなくなった者
- 4 平成17年改正規則附則第3項及び第4項、平成21年改正規則附則第4項の規定並びに平成22年改正規則附則第9項にかかわらず、平成18年3月31日から引き続き俸給表の適用又は平成18年4月1日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して第2項の規定による俸給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、別に定めるところにより、第2項の規定に準じて、俸給を支給する。

（平成24年4月1日、平成25年4月1日及び平成26年4月1日における号俸の調整）
- 5 平成24年4月1日において36歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号俸を受けるもの及び指定職俸給表の適用を受ける職員（以下この項から第7項までにおいて「除外職員」という。）である者を除く。）のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第17条

の規定による昇給その他の号俸の決定の状況（以下この項から第13項までにおいて「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成24年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

6 平成25年4月1日において第2項及び第4項の規定による俸給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

7 平成26年4月1日において第2項及び第4項の規定による俸給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

（雑則）

8 前7項に定めるもののほか、この規則の施行に必要な事項は別に定める。

#### 附 則

1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。

（給与の特例）

2 この規則の施行の日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、東京芸術大学職員給与規則（以下「職員給与規則」という。）第11条各号に掲げる俸給表の適用を受ける職員に対する俸給月額（東京芸術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成24年規則第27号。以下「平成24年改正規則」という。）附則第2項及び第4項の規定による俸給を含み、当該職員が第21条第2項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項の規定により半額を減ぜられた俸給月額（平成24年改正規則附則第2項及び第4項の規定による俸給を含む。）をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級又は号俸の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸給表	職務の級又は号俸	割合
一般職俸給表(一)	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7級以上	100分の9.77

一般職俸給表(二)	3級以下	100分の4.77
	4級以上	100分の7.77
教育職俸給表(一)	2級以下	100分の4.77
	3級及び4級	100分の7.77
	5級以上	100分の9.77
教育職俸給表(二)	2級以下	100分の4.77
	3級以上	100分の7.77
医療職俸給表	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7級	100分の9.77
指定職俸給表	全ての号俸	100分の9.77

- 3 特例期間においては、職員給与規則に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
- (1) 地域手当 当該職員の俸給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額
  - (2) 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
  - (3) 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
  - (4) 職員給与規則第20条第1項から第7項まで又は第36条第5項前段の規定により支給される給与 当該職員に適用される次のイからホまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからホまでに定める額
    - イ 職員給与規則第20条第1項 前項及び前各号に定める額
    - ロ 職員給与規則第20条第2項又は第3項 前項並びに第1号及び第2号に定める額に100分の80を乗じて得た額
    - ハ 職員給与規則第20条第4項 前項及び第1号に定める額に、同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
    - ニ 職員給与規則第20条第5項、第6項又は第7項 第2項並びに第1号及び第2号に定める額に、同条各項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
    - ホ 職員給与規則第36条第5項前段 第2号に定める額に100分の80を乗じて得た額（職員給与規則第20条第5項、第6項又は第7項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、職員給与規則第20条各項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）
- 4 特例期間においては、職員給与規則第11条の2、第21条第1項及び第33条から第34条の2まで並びに東京芸術大学職員の育児休業等に関する規則第18条第2項及び東京芸術大学職員の介護休業等に関する規則第8条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、職員給与規則第7条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額の12箇月分をその年度における勤務時間等規則第21条の適用を受けない職員の所定勤務時間数で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する

額を減じた額とする。

- 5 特例期間においては、東京芸術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成22年規則第44号。以下「平成22年改正規則」という。）附則第2項の規定の適用を受ける職員に対する第2項、第3項第1号から第4号まで並びに第4項の規定の適用については、第2項中「、俸給月額に」とあるのは「、俸給月額から平成22年改正規則附則第2項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第3項第1号中「俸給月額に対する地域手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する地域手当の月額から平成22年改正規則附則第2項第2号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第2号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から平成22年改正規則附則第2項第3号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第3号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から平成22年改正規則附則第2項第4号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第4号イ中「前項及び前各号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号ロ及びニ中「前項並びに第1号及び第2号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項並びに第1号及び第2号」と、同号ハ中「前項及び第1号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項及び第1号」と、同号ホ中「第2号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた第2号」と、第4項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から平成22年改正規則附則第5項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

- 6 第2項から前項までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（雑則）

- 7 前6項に定めるもののほか、この規則の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成26年12月1日から施行する。
- 2 東京芸術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成22年規則第44号。以下「平成22年改正規則」という。）附則第2項の規定が適用される間、第37条第2項に定める勤勉手当の総額は、第37条第2項及び平成22年改正規則附則第6項及び東京芸術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成23年規則第15号）附則第2項の規定にかかわらず、第37条第2項の規定により算出した額から、同項に

掲げる職員で平成22年改正規則附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.2375（特定管理職員にあっては、100分の1.5375）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の82.5（特定管理職員にあっては、100分の102.5）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。  
（俸給の改正に伴う経過措置）
- 2 施行日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる職員には、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（東京藝術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成22年規則第44号。以下「平成22年改正規則」という。）附則第2項の適用を受けることとなる職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。ただし、別に定める職員は除くものとする。
- 3 施行日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、前項の規定による俸給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、別に定めるところにより、前項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 4 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。  
（55歳以上減額支給措置の終了）
- 5 平成22年改正規則附則第2項の適用は、平成30年3月31日までの間とする。
- 6 平成22年改正規則附則第2項の規定が適用される間、第37条第2項に定める勤勉手当の総額は、第37条第2項及び平成22年改正規則附則第6項、東京藝術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成23年規則第15号）附則第2項及び東京藝術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成26年規則第69号）附則第2項の規定にかかわらず、第37条第2項の規定により算出した額から、同項に掲げる職員で平成22年改正規則附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.125（特定管理職員にあっては、100分の1.425）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の75（特定管理職員にあっては、100分の95）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。
- 7 第2項から第5項までに定めるもののほか、この規則の改正に関し必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成27年5月14日から施行し、平成27年5月1日から適用する。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成28年3月3日から施行し、平成27年12月1日から適用する。
- 2 東京藝術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成22年規則第44号。以下

「平成22年改正規則」という。)附則第2項の規程が適用される間、第37条第2項に定める勤勉手当の総額は、第37条第2項及び平成22年改正規則附則第6項、東京藝術大学職員給与規則の一部を改正する規則(平成23年規則第15号)附則第2項及び東京藝術大学職員給与規則の一部を改正する規則(平成26年規則第69号)附則第2項及び東京藝術大学職員給与規則の一部を改正する規則(平成27年規則第7号。以下「平成27年改正規則」という。)附則第6項の規定にかかわらず、第37条第2項の規定により算出した額から、同項に掲げる職員で平成22年改正規則附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、100分の1.275(特定管理職員にあっては、100分の1.575)を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の85(特定管理職員にあっては、100分の105)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

3 平成22年改正規則附則第2項に適用を受ける職員に対する、平成27年12月1日から平成28年2月29日までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、改正後の給与規則の規定(平成27年改正規則附則第2項から第4項の規定を含む。以下同じ。)より支給されるべき額が改正前の給与規則の規定により支給されるべき額に達しない場合は、改正前の給与規則の規定により支給されるべき額に相当する額をもってそれぞれ次の各号に掲げる給与の総額とする。

- 一 俸給
- 二 地域手当
- 三 超過勤務手当
- 四 休日給
- 五 夜勤手当
- 六 期末手当
- 七 勤勉手当

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年3月2日から施行し、平成28年12月1日から適用する。

附 則

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例措置)

2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第25条第1項ただし書及び第25条第2項に定める表は適用せず、次の表に定める額とする。

対象者	手当額
第1号 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)	10,000円

第2号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については10,000円）
第3号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）
第4号 満60歳以上の父母及び祖父母	
第5号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
第6号 重度心身障害者（終身労務に就けない程度の者）	

3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第25条第1項ただし書及び第25条第2項に定める表は適用せず、次の表に定める額とする。

対象者	手当額
第1号 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	6,500円
第2号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき10,000円
第3号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	1人につき6,500円
第4号 満60歳以上の父母及び祖父母	
第5号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
第6号 重度心身障害者（終身労務に就けない程度の者）	

4 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第25条第1項ただし書は適用しない。

附 則

- この規則は、平成30年3月15日から施行し、平成29年12月1日から適用する。（平成30年4月1日における号俸の調整）
- 平成30年4月1日において37歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号俸を受けるもの及び指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）のうち、平成27年1月1日において第17条の規定による昇給その他の号俸の決定の状況を考慮して調整の必要があると認められる職員の平成30年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則

- この規則は、平成31年3月20日から施行し、平成30年12月1日から適用する。ただし、第2条の改正規定及び第37条の3の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 平成30年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第36条第2項及び第37条第2項の規定の適用については、第36条第2項中「100分の130」とあるのは

「100分の137.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の117.5」と、「100分の70」とあるのは「100分の77.5」と、第37条第2項中「100分の90」とあるのは「100分の100」と、「100分の110」とあるのは「100分の120」と、「100分の95」とあるのは「100分の105」とする。

附 則

1 この規則は、令和2年4月1日から施行し、令和元年12月1日から適用する。ただし、第27条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 令和元年12月に支給する勤勉手当に関する第37条第2項の規定の適用については第37条第2項中「100分の95」とあるのは「100分の100」と、「100分の115」とあるのは「100分の120」と、「100分の100」とあるのは「100分の105」とする。

附 則

この規則は、令和2年10月29日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年6月23日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和5年7月1日から施行する。

(定年年齢の引き上げに伴う経過措置)

2 当分の間、次の各号に掲げる俸給表の適用を受ける職員の俸給月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(以下「特定日」という。)以後、当該職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、当該職員の属する職務の級並びに当該職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

(1) 一般職俸給表(一)

(2) 一般職俸給表(二)

(3) 教育職俸給表(二)

(4) 医療職俸給表

3 前項の規定は、就業規則第12条の3に規定する管理監督職勤務上限年齢による配置換の特例(以下「管理監督職勤務上限年齢による配置換の特例」という。)により引き続き同一の管理監督職を占める職員には適用しない。

4 就業規則第12条の2に規定する他の職への配置換(以下「管理監督職勤務上限年齢による配置換」という。)をされた職員であつて、当該他の職への配置換をされた日(以下「異動日」という。)の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第2項の規定により当該職員の受ける俸給月額(以下「特定日俸給月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた俸給月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円

に切り上げるものとする。以下「基礎俸給月額」という。)に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、附則第2項の規定により当該職員の受ける俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。

- 5 前項の規定により俸給として支給される差額に相当する額と附則第2項の規定による当該俸給を支給される職員の受ける俸給月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎俸給月額と特定日俸給月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額（以下「上限額」という。）と当該職員の受ける附則第2項の規定による俸給月額」とする。
- 6 管理監督職勤務上限年齢による配置換の特例により引き続き同一の管理監督職を占める職員が管理監督職勤務上限年齢による配置換をされた場合は、異動日に附則第2項の規定により当該職員が受ける俸給月額（以下「異動日俸給月額」という。）が異動日の前日のその者の号俸等に対応する俸給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下「第6項基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、異動日以後、第6項基礎俸給月額と異動日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。
- 7 前項の規定により俸給として支給される差額に相当する額と附則第2項の規定による当該俸給を支給される職員の受ける俸給月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第6項基礎俸給月額と異動日俸給月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける附則第2項の規定による俸給月額との差額」とする。

#### 附 則

この規則は、令和5年11月1日から施行する。

別表第1 一般職俸給表（第11条第1号関係）

イ 一般職俸給表（一）

職務の 級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	俸給月額 円									
1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500	
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400	
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200	
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100	
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800	
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300	
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000	
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600	

39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600		
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900		
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100			
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400			
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700			
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000			
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300			
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600			
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900			
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100			
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400			
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700			
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000			
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200			
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500			
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800			
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000			
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200			
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500			
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800			
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000			

81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200				
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500				
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800				
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000				
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200				
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300					
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600					
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800					
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000					
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300					
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600					
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800					
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000					
94		294,900	342,600							
95		295,200	343,100							
96		295,600	343,500							
97		295,800	343,700							
98		296,100	344,100							
99		296,500	344,500							
100		296,900	344,800							
101		297,100	345,100							
102		297,400	345,500							
103		297,800	345,900							
104		298,100	346,300							
105		298,300	346,800							
106		298,600	347,200							
107		299,000	347,600							
108		299,300	348,000							
109		299,500	348,500							
110		299,900	348,900							
111		300,300	349,200							
112		300,600	349,500							
113		300,800	350,000							
114		301,000								
115		301,300								
116		301,700								
117		301,900								
118		302,100								
119		302,400								
120		302,700								
121		303,100								
122		303,300								
123		303,600								

124		303,900							
125		304,200							

- 備考 1 この表は、他の俸給表の適用を受けない全ての職員に適用する。
- 2 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることになった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず189,700円とする。

ロ 一般職俸給表（二）

職務の 級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	136,200	187,400	208,500	254,100	281,000
2	137,100	188,700	209,700	255,300	282,900
3	138,100	190,100	211,100	256,300	284,500
4	139,000	191,300	212,300	257,400	286,200
5	140,000	192,300	213,600	258,300	287,900
6	141,000	193,800	215,000	259,300	289,400
7	142,000	195,200	216,400	260,400	290,600
8	143,000	196,500	217,800	261,300	291,800
9	143,800	197,900	219,100	262,200	293,300
10	144,800	198,900	220,700	262,900	295,100
11	145,800	200,200	222,300	263,800	296,800
12	146,900	201,200	223,700	264,700	298,600
13	147,700	202,400	224,900	265,700	300,000
14	148,700	203,500	226,400	266,700	301,700
15	149,800	204,600	227,900	267,600	303,300
16	150,800	205,700	229,200	268,500	304,800
17	151,900	206,600	230,000	269,400	306,300
18	153,300	207,700	230,700	270,500	307,900
19	154,500	208,700	231,600	271,500	309,500
20	155,700	209,700	232,600	272,300	311,200
21	156,800	210,600	233,200	273,200	312,200
22	158,000	211,700	234,700	274,100	313,600
23	159,200	212,800	236,000	275,100	315,000
24	160,400	213,700	237,000	275,900	316,500
25	161,500	214,600	238,300	276,500	317,600
26	163,000	215,500	239,500	277,300	319,100
27	164,500	216,200	240,800	278,200	320,500
28	166,000	217,100	242,000	279,100	321,900
29	167,400	217,900	242,800	280,000	323,500
30	168,800	219,100	244,000	281,100	324,700
31	170,300	220,100	245,200	282,100	326,000
32	171,800	220,900	246,300	283,100	327,200
33	173,100	221,500	247,400	283,800	328,300
34	174,800	222,500	248,400	284,700	329,200
35	176,500	223,600	249,500	285,600	330,300
36	178,200	224,700	250,500	286,700	331,400
37	179,900	225,200	251,600	287,300	332,500
38	181,300	226,300	252,500	288,200	333,600
39	183,000	227,400	253,500	289,100	334,600
40	184,500	228,400	254,500	290,000	335,600

41	185,800	229,200	255,500	290,600	336,600
42	187,200	230,200	256,700	291,600	337,600
43	188,500	231,200	257,600	292,600	338,600
44	189,900	232,100	258,900	293,500	339,600
45	191,400	233,000	259,600	294,200	340,500
46	192,700	233,900	260,600	295,100	341,500
47	194,100	234,700	261,700	296,000	342,500
48	195,500	235,400	262,600	296,900	343,500
49	196,800	236,300	263,700	297,600	344,400
50	197,900	237,300	264,700	298,200	345,300
51	199,000	238,300	265,800	298,900	346,200
52	200,200	239,300	266,500	299,700	347,000
53	201,300	240,300	267,200	300,300	347,800
54	202,400	241,300	268,000	301,100	348,600
55	203,300	242,000	269,000	301,800	349,400
56	204,400	242,700	270,000	302,500	350,100
57	205,500	243,500	270,800	303,200	350,800
58	206,400	244,400	271,800	303,900	351,600
59	207,400	245,300	272,900	304,700	352,400
60	208,400	246,000	273,900	305,400	353,100
61	209,500	246,800	274,900	306,000	353,800
62	210,400	247,600	276,000	306,700	354,500
63	211,300	248,500	276,800	307,400	355,200
64	212,200	249,200	277,900	308,100	355,900
65	212,800	250,000	278,700	308,600	356,500
66	213,600	250,600	279,500	309,100	357,000
67	214,300	251,300	280,300	309,700	357,500
68	215,000	251,800	281,100	310,300	358,000
69	215,400	252,500	281,700	310,900	358,400
70	215,800	253,100	282,500	311,300	
71	216,100	253,500	283,300	311,800	
72	216,400	253,900	284,000	312,300	
73	216,600	254,100	284,800	312,600	
74	217,000	254,500	285,500	313,100	
75	217,400	255,000	286,300	313,600	
76	218,000	255,500	287,100	314,000	
77	218,200	255,800	287,700	314,200	
78	218,700	256,200	288,200	314,500	
79	219,100	256,700	288,700	314,800	
80	219,500	257,200	289,100	315,100	
81	220,000	257,500	289,500	315,400	
82	220,300	257,800	289,900	315,700	

83	220,600	258,100	290,400	316,000
84	221,000	258,400	290,900	316,300
85	221,500	258,600	291,300	316,500
86	221,900	258,800	291,900	316,900
87	222,300	259,100	292,500	317,200
88	223,000	259,400	293,100	317,400
89	223,400	259,600	293,400	317,600
90	223,900	259,800	293,900	317,900
91	224,400	260,200	294,400	318,200
92	224,800	260,400	294,800	318,500
93	225,100	260,700	295,200	318,700
94	225,500	261,100	295,700	319,000
95	225,900	261,400	296,200	319,300
96	226,200	261,700	296,700	319,500
97	226,500	261,900	297,000	319,700
98	226,900	262,200	297,400	320,000
99	227,300	262,400	297,900	320,300
100	227,700	262,700	298,400	320,500
101	228,100	263,000	298,800	320,700
102	228,500	263,200	299,200	
103	228,900	263,500	299,500	
104	229,300	263,800	299,800	
105	229,700	264,000	300,100	
106	230,200	264,200	300,500	
107	230,500	264,500	300,900	
108	230,900	264,700	301,300	
109	231,100	265,000	301,600	
110	231,500	265,300	302,000	
111	232,000	265,600	302,400	
112	232,400	265,800	302,700	
113	232,600	266,000	302,900	
114	233,100	266,300	303,200	
115	233,600	266,500	303,500	
116	234,100	266,700	303,700	
117	234,400	267,000	303,900	
118	234,800	267,300	304,200	
119	235,200	267,600	304,500	
120	235,600	267,900	304,700	
121	236,000	268,100	304,900	
122		268,300	305,200	
123		268,600	305,500	
124		268,900	305,700	

125		269,100	305,900		
126		269,300	306,200		
127		269,600	306,500		
128		269,900	306,700		
129		270,100	306,900		
130		270,300	307,200		
131		270,600	307,500		
132		270,900	307,700		
133		271,100	307,900		
134		271,300			
135		271,600			
136		271,900			
137		272,100			

備考 この表は、用務員の業務に従事する職員に適用する。

別表第2 教育職俸給表（第11条第2号関係）

イ 教育職俸給表（一）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	177,900	220,100	281,000	327,600	406,000
2	180,000	222,400	284,000	330,500	408,300
3	182,000	224,600	286,800	333,500	410,700
4	184,000	226,800	289,600	336,500	413,200
5	185,800	228,900	292,200	339,700	415,300
6	188,200	231,000	294,600	342,100	417,800
7	190,600	233,200	296,800	344,700	420,000
8	193,000	235,300	299,100	347,100	422,500
9	195,600	237,600	301,600	349,800	424,200
10	198,100	240,000	304,000	352,500	426,700
11	200,800	242,400	306,400	355,200	429,000
12	203,400	244,800	308,900	358,200	431,300
13	205,700	246,900	311,200	361,000	432,700
14	207,600	249,300	313,200	362,900	434,900
15	209,400	251,700	315,200	365,100	437,100
16	211,400	254,100	316,900	367,600	439,400
17	213,400	256,100	319,100	369,600	441,500
18	215,100	259,200	320,900	371,800	443,900
19	216,900	262,300	322,900	373,900	446,200
20	218,600	265,400	324,600	375,800	448,600
21	220,500	268,300	326,300	377,600	450,700
22	222,400	271,300	328,700	379,400	453,000
23	224,300	274,200	330,900	380,900	455,400
24	226,200	277,100	333,300	382,100	457,700
25	228,000	279,700	335,300	383,500	459,700
26	230,100	282,300	337,300	385,300	461,900
27	232,200	284,800	339,400	387,100	464,000
28	234,300	287,400	341,800	389,000	466,200
29	236,100	290,000	344,000	390,900	468,300
30	238,300	292,300	346,100	392,600	470,600
31	240,600	294,500	348,000	394,300	472,800
32	242,900	296,800	349,800	396,000	474,900
33	245,100	299,000	351,700	397,600	476,800
34	246,900	301,200	353,600	399,400	478,900
35	248,600	303,700	355,300	400,900	481,200
36	250,300	305,900	356,800	402,700	483,400
37	251,800	308,400	358,400	403,800	485,500
38	253,300	309,700	360,400	405,400	487,500

39	254,800	311,400	362,500	406,900	489,400
40	256,400	312,800	364,400	408,400	491,300
41	258,100	314,500	366,300	409,300	493,300
42	259,700	315,000	368,200	410,900	495,200
43	261,100	315,500	370,000	412,400	496,900
44	262,600	316,000	371,800	414,000	498,800
45	263,500	316,800	373,600	415,300	500,700
46	265,000	317,800	375,400	416,900	502,500
47	266,500	318,600	376,900	418,300	504,300
48	267,800	319,600	378,700	419,900	506,200
49	269,300	320,400	380,200	421,300	507,900
50	269,800	321,300	381,800	422,600	509,600
51	270,400	322,100	383,400	423,900	511,400
52	271,100	322,900	385,100	425,200	513,300
53	271,700	324,000	386,200	425,900	514,900
54	272,300	324,800	387,700	426,900	516,500
55	272,800	325,500	389,100	427,800	518,200
56	273,300	326,300	390,700	428,700	519,800
57	273,800	326,800	392,000	429,600	521,400
58	274,900	327,500	393,400	430,500	522,700
59	275,800	328,400	394,700	431,400	524,000
60	276,800	329,200	396,200	432,300	525,200
61	277,800	330,200	397,500	433,200	526,400
62	278,700	331,200	398,900	434,100	527,400
63	279,500	332,300	400,400	435,100	528,400
64	280,300	333,400	401,900	436,200	529,400
65	281,200	334,100	402,900	437,100	530,000
66	281,900	335,200	404,000	438,100	530,900
67	282,900	335,900	405,000	439,100	531,800
68	283,800	337,000	406,100	440,000	532,700
69	284,400	337,600	407,100	441,000	533,600
70	285,200	338,700	408,000	442,000	534,400
71	286,000	339,600	408,800	442,900	535,100
72	286,900	340,700	409,600	443,900	535,600
73	287,800	341,000	410,400	444,900	536,300
74	288,900	342,000	411,300	445,800	536,800
75	289,900	343,000	412,100	446,700	537,600
76	291,000	344,000	412,900	447,700	538,200
77	291,500	345,000	413,600	448,500	538,700
78	292,500	346,000	414,100	449,000	539,300
79	293,400	346,900	414,500	449,700	539,900
80	294,300	347,800	414,900	450,300	540,500

81	295,200	348,800	415,200	451,100	541,100
82	296,100	349,800	415,600	451,800	
83	297,000	350,800	415,900	452,100	
84	297,800	351,800	416,300	452,700	
85	298,100	352,400	416,600	453,100	
86	298,900	353,000	417,000	453,500	
87	299,700	353,600	417,400	453,900	
88	300,600	354,200	417,800	454,200	
89	301,500	354,800	418,100	454,500	
90	302,100	355,200	418,500	454,800	
91	302,800	355,600	418,900	455,300	
92	303,400	356,100	419,200	455,600	
93	304,000	356,600	419,500	455,900	
94	304,700	357,000	419,900	456,200	
95	305,400	357,500	420,200	456,500	
96	306,100	358,000	420,500	456,800	
97	306,300	358,600	420,800	457,100	
98	306,800	359,100	421,200	457,600	
99	307,300	359,500	421,500	457,900	
100	307,800	360,000	421,800	458,200	
101	308,100	360,400	422,100	458,500	
102	308,500	360,900	422,500		
103	308,800	361,200	422,800		
104	309,400	361,700	423,100		
105	309,800	362,200	423,400		
106	310,200	362,600	423,800		
107	310,500	363,100	424,100		
108	310,900	363,600	424,400		
109	311,100	364,000	424,700		
110	311,500	364,500	425,000		
111	311,900	365,000	425,300		
112	312,300	365,400	425,600		
113	312,600	365,800	425,900		
114	313,000	366,200	426,200		
115	313,300	366,700	426,500		
116	313,600	367,100	426,800		
117	313,900	367,500	427,000		
118	314,300	367,900			
119	314,700	368,400			
120	315,100	368,800			
121	315,300	369,100			
122	315,500	369,500			
123	315,800	370,000			

124	316,100	370,300			
125	316,400	370,700			
126	316,600	371,200			
127	316,900	371,700			
128	317,300	372,100			
129	317,600	372,500			
130	317,900	373,000			
131	318,300	373,500			
132	318,500	374,000			
133	318,700	374,500			
134	319,000	375,000			
135	319,300	375,500			
136	319,500	376,000			
137	319,800	376,500			
138	320,000	377,000			
139	320,300	377,500			
140	320,600	378,000			
141	320,900	378,500			
142	321,300				
143	321,700				
144	322,100				
145	322,300				
146	322,700				
147	323,000				
148	323,400				
149	323,600				
150	324,000				
151	324,300				
152	324,700				
153	324,900				
154	325,300				
155	325,700				
156	326,100				
157	326,300				

備考 この表は、教授、准教授、講師、助教に適用する。

ロ 教育職俸給表（二）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円
1	164,400	207,400	332,300	416,600
2	165,900	209,100	334,500	418,600
3	167,400	210,700	336,600	420,600
4	168,900	212,400	338,600	422,400
5	170,500	214,200	340,700	423,900
6	172,400	215,900	342,500	425,600
7	174,200	217,700	344,300	427,500
8	176,000	219,400	345,900	429,400
9	177,700	221,000	347,600	430,900
10	179,800	222,900	349,700	432,800
11	181,800	224,800	351,800	434,700
12	183,700	226,700	353,900	436,500
13	185,600	228,200	355,900	438,200
14	187,800	230,200	358,000	440,000
15	190,000	232,200	360,100	441,700
16	192,200	234,200	362,200	443,500
17	194,200	235,900	363,800	445,300
18	196,500	238,700	365,700	447,200
19	199,000	241,500	367,500	449,100
20	201,300	244,300	369,500	451,000
21	203,600	246,700	370,800	452,600
22	205,200	249,500	372,700	454,300
23	206,900	252,100	374,500	456,200
24	208,600	254,800	376,400	457,900
25	210,100	257,100	377,800	459,600
26	211,600	259,500	379,600	461,200
27	213,300	262,000	381,400	462,800
28	214,900	264,200	383,300	464,300
29	216,500	266,600	385,100	465,700
30	218,200	268,900	387,000	467,000
31	219,900	271,100	388,900	468,300
32	221,600	273,200	390,900	469,600
33	223,000	275,200	392,800	470,700
34	224,800	277,500	394,400	471,400
35	226,600	279,700	395,900	472,100
36	228,300	281,700	397,600	472,800
37	229,800	283,900	399,000	473,400
38	231,600	285,600	400,500	
39	233,400	287,500	401,900	
40	235,200	289,300	403,200	

41	236,800	290,800	404,600
42	238,500	292,900	406,000
43	240,100	294,900	407,400
44	241,700	297,100	408,900
45	242,900	299,100	410,300
46	244,200	301,500	411,800
47	245,500	303,700	413,300
48	246,600	306,300	414,900
49	248,000	308,600	416,400
50	249,400	311,000	418,100
51	250,600	313,300	419,800
52	252,000	315,500	421,400
53	253,100	317,500	422,800
54	254,300	319,300	424,400
55	255,600	320,900	426,000
56	256,600	322,500	427,600
57	257,800	324,300	429,200
58	258,500	326,400	430,700
59	259,600	328,500	431,900
60	260,600	330,500	433,100
61	261,800	332,500	434,200
62	262,700	334,600	435,600
63	263,800	336,800	437,100
64	264,600	339,000	438,400
65	265,900	340,700	439,400
66	267,300	342,900	440,700
67	268,700	344,900	441,900
68	270,300	347,100	443,100
69	271,600	348,900	444,100
70	272,800	350,800	445,300
71	274,000	352,800	446,500
72	275,200	354,800	447,700
73	276,400	356,500	448,900
74	277,600	358,400	449,400
75	278,900	360,200	449,800
76	279,900	362,100	450,200
77	280,800	363,900	450,900
78	281,900	365,600	
79	283,000	367,300	
80	284,100	368,900	
81	285,000	370,300	
82	286,300	371,900	

83	287,600	373,500
84	288,900	375,000
85	289,600	376,100
86	290,800	377,500
87	291,800	378,900
88	293,000	380,200
89	294,000	381,400
90	295,100	382,700
91	296,300	383,900
92	297,500	385,200
93	298,100	386,200
94	299,000	387,500
95	300,000	388,900
96	301,100	390,200
97	302,300	391,500
98	303,400	392,500
99	304,400	393,600
100	305,500	394,600
101	306,400	395,300
102	307,500	396,300
103	308,600	397,400
104	309,600	398,500
105	310,200	399,500
106	311,000	400,300
107	311,800	401,100
108	312,500	401,900
109	313,500	402,700
110	313,700	403,600
111	314,200	404,400
112	314,800	405,200
113	315,400	406,100
114	315,900	406,800
115	316,500	407,500
116	317,100	408,200
117	317,500	408,600
118	318,000	409,200
119	318,400	409,700
120	318,900	410,200
121	319,200	410,500
122	319,800	410,800
123	320,400	411,100
124	321,000	411,300

125	321,400	411,500		
126	321,700	411,800		
127	322,000	412,100		
128	322,200	412,300		
129	322,400	412,500		
130	322,700	412,800		
131	323,000	413,100		
132	323,300	413,300		
133	323,500	413,500		
134	323,700	413,800		
135	323,900	414,100		
136	324,300	414,300		
137	324,500	414,500		
138	324,700	414,800		
139	325,000	415,100		
140	325,300	415,300		
141	325,500	415,500		
142	325,700	415,800		
143	326,000	416,100		
144	326,200	416,300		
145	326,500	416,500		
146	326,700			
147	326,900			
148	327,100			
149	327,500			
150	327,700			
151	327,900			
152	328,200			
153	328,500			

備考 1 この表は、校長、副校長、主幹教諭、教諭及  
する職員に適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務が  
副校長の職務にあるものの俸給月額は、この表  
れ加算した額とする。

別表第3 医療職俸給表（第11条第3号関係）

職務の 級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	俸給月額						
	円	円	円	円	円	円	円
1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400	330,100	374,100
2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000	332,200	376,700
3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600	334,200	379,400
4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400	336,400	382,000
5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000	338,400	384,200
6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800	340,500	386,600
7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500	342,600	388,900
8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200	344,700	391,200
9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900	346,200	393,200
10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500	348,200	395,300
11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800	350,100	397,500
12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100	352,100	399,800
13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600	354,000	401,700
14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200	356,100	403,700
15	191,500	221,500	260,400	278,200	311,000	358,200	405,900
16	193,500	222,700	261,300	279,300	312,800	360,200	408,100
17	195,500	224,100	261,800	280,600	314,500	362,200	410,100
18	197,500	225,600	262,700	281,800	316,100	364,200	412,300
19	199,500	227,100	263,500	282,800	317,800	366,300	414,500
20	201,500	228,600	264,300	284,000	319,500	368,400	416,600
21	203,500	229,700	265,200	285,500	320,900	370,100	418,500
22	205,400	231,400	265,900	287,100	322,400	372,200	420,400
23	207,500	233,100	266,800	288,400	323,900	374,300	422,200
24	209,600	234,700	267,600	289,700	325,400	376,300	424,100
25	211,200	236,000	268,600	290,800	326,800	378,300	425,800
26	212,500	237,700	269,400	292,400	328,200	379,900	427,400
27	213,700	239,400	270,300	294,100	329,700	381,800	429,100
28	215,000	241,100	271,300	295,600	331,300	383,700	430,700
29	216,200	242,700	272,500	296,600	332,400	385,500	432,000
30	217,300	244,100	273,700	298,000	333,900	387,200	433,300
31	218,600	245,400	275,200	299,400	335,300	389,100	434,900
32	219,700	246,500	276,500	300,900	336,800	390,900	436,400
33	221,000	247,500	278,000	302,300	338,400	392,600	438,100
34	222,300	248,600	279,400	303,800	339,900	394,300	439,700
35	223,600	249,500	280,600	305,400	341,500	396,100	441,100
36	224,900	250,500	281,800	307,000	343,000	397,800	442,500
37	226,000	251,200	283,300	308,300	344,700	399,400	443,600
38	227,400	252,200	284,500	309,700	346,300	401,100	444,900
39	228,700	253,100	285,900	311,100	347,800	402,900	446,200
40	230,100	254,100	287,100	312,700	349,400	404,700	447,600

41	231,000	254,500	288,100	314,200	350,600	406,200	448,600
42	232,400	255,400	289,400	315,600	352,100	407,700	449,300
43	233,700	256,200	290,700	317,000	353,600	409,200	450,100
44	235,100	256,900	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
45	236,300	257,700	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
46	237,700	258,400	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
47	239,000	259,300	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
48	240,300	260,100	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
49	241,200	260,900	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
50	242,300	261,800	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
51	243,300	262,700	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
52	244,300	263,700	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
53	245,000	264,800	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
54	246,000	266,000	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
55	246,900	267,300	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
56	247,800	268,600	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800
57	248,500	270,000	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
58	249,500	271,500	310,300	336,400	372,900	425,700	
59	250,100	272,900	311,500	337,600	373,900	426,300	
60	250,900	274,300	312,900	338,900	374,900	426,700	
61	251,700	275,600	314,000	340,000	375,500	427,300	
62	252,500	276,900	315,300	340,900	376,300	427,800	
63	253,300	278,300	316,600	342,100	377,100	428,200	
64	254,100	279,400	317,800	343,400	377,900	428,700	
65	254,800	280,500	319,100	344,500	378,600	429,300	
66	255,500	281,800	320,400	345,700	379,300	429,700	
67	256,300	283,100	321,700	346,900	380,100	430,000	
68	257,000	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300	
69	257,800	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700	
70	258,600	287,000	324,800	350,000	382,000		
71	259,500	288,500	325,900	351,100	382,700		
72	260,500	289,900	326,800	352,200	383,300		
73	261,800	290,900	328,100	353,000	384,000		
74	263,100	292,300	328,800	354,100	384,500		
75	264,200	293,500	329,900	355,200	385,100		
76	265,300	294,800	331,100	356,300	385,600		
77	266,200	296,200	332,200	357,000	386,000		
78	267,200	297,500	333,400	357,800	386,600		
79	268,400	298,700	334,500	358,600	387,100		
80	269,400	300,000	335,700	359,300	387,400		
81	270,300	300,500	336,800	359,900	387,700		
82	271,200	301,700	337,900	360,400	388,200		

83	272,200	302,800	338,900	361,000	388,600
84	273,100	304,000	340,000	361,500	388,900
85	273,900	305,100	340,900	362,100	389,200
86	274,700	306,300	341,900	362,600	389,700
87	275,600	307,500	342,800	363,200	390,200
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600
94	281,900	315,000	348,400	366,400	
95	282,800	315,700	349,100	366,800	
96	283,800	316,300	349,700	367,100	
97	284,400	317,000	350,100	367,700	
98	285,200	317,300	350,500	368,200	
99	285,800	317,900	351,000	368,700	
100	286,700	318,600	351,400	369,200	
101	287,500	319,000	351,900	369,800	
102	288,300	319,600	352,300	370,300	
103	289,100	320,200	352,800	370,800	
104	289,900	320,800	353,200	371,200	
105	290,600	321,200	353,500	371,800	
106	291,100	321,700	354,000	372,300	
107	291,600	322,200	354,400	372,800	
108	292,100	322,700	354,700	373,300	
109	292,300	323,100	355,200	373,900	
110	292,600	323,500	355,700	374,300	
111	292,800	323,800	356,200	374,800	
112	293,200	324,100	356,700	375,300	
113	293,500	324,500	357,200	375,900	
114	293,700	324,900	357,700		
115	294,100	325,300	358,200		
116	294,400	325,600	358,600		
117	294,700	325,800	359,000		
118	295,000	326,100	359,400		
119	295,300	326,500	359,900		
120	295,700	326,700	360,400		
121	296,000	326,900	360,800		
122	296,400	327,200	361,300		
123	296,700	327,500	361,800		
124	297,100	327,800	362,300		

125	297,300	328,000	362,600			
126	297,500	328,300				
127	297,800	328,700				
128	298,200	328,900				
129	298,400	329,100				
130	298,700	329,300				
131	299,100	329,700				
132	299,500	329,900				
133	299,700	330,200				
134	300,000	330,600				
135	300,400	331,000				
136	300,700	331,400				
137	300,900	331,700				
138	301,200	332,100				
139	301,600	332,500				
140	301,900	332,900				
141	302,100	333,200				
142	302,500	333,600				
143	302,900	333,900				
144	303,200	334,300				
145	303,400	334,600				
146	303,600	335,000				
147	303,900	335,400				
148	304,300	335,800				
149	304,500	336,100				
150	304,700	336,500				
151	305,000	336,900				
152	305,300	337,300				
153	305,700	337,600				
154	305,900					
155	306,100					
156	306,400					
157	306,700					
158	307,000					
159	307,300					
160	307,600					
161	308,000					
162	308,300					
163	308,600					
164	308,900					
165	309,300					
166	309,600					
167	309,900					

168	310,200						
169	310,600						

備考 この表は、看護師、准看護師の業務に従事する職員に

別表第4 指定職俸給表（第11条第4号関係）

号俸	俸給月額
	円
1	706,000
2	761,000
3	818,000
4	895,000
5	965,000
6	1,035,000
7	1,107,000
8	1,175,000

備考 この表は、学長が別に定める職員に適用する。

別表第6（第38条関係）

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級
	円	円	円	円
1	5,000	6,300	12,800	17,100
2	5,000	6,300	12,800	17,100
3	5,000	6,300	12,800	17,100
4	5,000	6,300	12,800	17,100
5	5,200	6,600	13,200	17,500
6	5,200	6,600	13,200	17,500
7	5,200	6,600	13,200	17,500
8	5,200	6,600	13,200	17,500
9	5,400	7,000	13,600	17,900
10	5,400	7,000	13,600	17,900
11	5,400	7,000	13,600	17,900
12	5,400	7,000	13,600	17,900
13	5,600	7,300	14,000	18,300
14	5,600	7,300	14,000	18,300
15	5,600	7,300	14,000	18,300
16	5,600	7,300	14,000	18,300
17	5,900	7,600	14,400	18,700
18	5,900	7,600	14,400	18,700
19	5,900	7,600	14,400	18,700
20	5,900	7,600	14,400	18,700
21	6,200	7,900	14,800	19,000
22	6,200	7,900	14,800	19,000
23	6,200	7,900	14,800	19,000
24	6,200	7,900	14,800	19,000
25	6,500	8,300	15,100	19,400
26	6,500	8,300	15,100	19,400
27	6,500	8,300	15,100	19,400
28	6,500	8,300	15,100	19,400
29	6,800	8,900	15,500	19,600
30	6,800	8,900	15,500	19,600
31	6,800	8,900	15,500	19,600
32	6,800	8,900	15,500	19,600
33	7,100	9,300	15,900	19,900
34	7,100	9,300	15,900	19,900
35	7,100	9,300	15,900	19,900
36	7,100	9,300	15,900	19,900
37	7,400	9,700	16,300	20,200
38	7,400	9,700	16,300	
39	7,400	9,700	16,300	
40	7,400	9,700	16,300	
41	7,700	10,500	16,700	
42	7,700	10,500	16,700	
43	7,700	10,500	16,700	
44	7,700	10,500	16,700	
45	8,000	10,900	17,100	
46	8,000	10,900	17,100	
47	8,000	10,900	17,100	
48	8,000	10,900	17,100	

49	8,300	11,300	17,400
50	8,300	11,300	17,400
51	8,300	11,300	17,400
52	8,300	11,300	17,400
53	8,600	12,100	17,700
54	8,600	12,100	17,700
55	8,600	12,100	17,700
56	8,600	12,100	17,700
57	8,800	12,500	18,000
58	8,800	12,500	18,000
59	8,800	12,500	18,000
60	8,800	12,500	18,000
61	9,100	12,900	18,300
62	9,100	12,900	18,300
63	9,100	12,900	18,300
64	9,100	12,900	18,300
65	9,400	13,300	18,500
66	9,400	13,300	18,500
67	9,400	13,300	18,500
68	9,400	13,300	18,500
69	9,700	13,700	18,700
70	9,700	13,700	18,700
71	9,700	13,700	18,700
72	9,700	13,700	18,700
73	9,900	14,000	18,900
74	9,900	14,000	18,900
75	9,900	14,000	18,900
76	9,900	14,000	18,900
77	10,200	14,400	19,100
78	10,200	14,400	
79	10,200	14,400	
80	10,200	14,400	
81	10,400	14,700	
82	10,400	14,700	
83	10,400	14,700	
84	10,400	14,700	
85	10,600	15,000	
86	10,600	15,000	
87	10,600	15,000	
88	10,600	15,000	
89	10,800	15,400	
90	10,800	15,400	
91	10,800	15,400	
92	10,800	15,400	
93	11,000	15,700	
94	11,000	15,700	
95	11,000	15,700	
96	11,000	15,700	
97	11,200	16,000	
98	11,200	16,000	
99	11,200	16,000	
100	11,200	16,000	
101	11,400	16,300	

102	11,400	16,300		
103	11,400	16,300		
104	11,400	16,300		
105	11,500	16,500		
106	11,500	16,500		
107	11,500	16,500		
108	11,500	16,500		
109	11,600	16,800		
110	11,600	16,800		
111	11,600	16,800		
112	11,600	16,800		
113	11,700	17,000		
114	11,700	17,000		
115	11,700	17,000		
116	11,700	17,000		
117	11,900	17,200		
118	11,900	17,200		
119	11,900	17,200		
120	11,900	17,200		
121	12,000	17,400		
122	12,000	17,400		
123	12,000	17,400		
124	12,000	17,400		
125	12,100	17,600		
126	12,100	17,600		
127	12,100	17,600		
128	12,100	17,600		
129	12,300	17,600		
130	12,300	17,600		
131	12,300	17,600		
132	12,300	17,600		
133	12,400	17,600		
134	12,400	17,600		
135	12,400	17,600		
136	12,400	17,600		
137	12,500	17,600		
138	12,500			
139	12,500			
140	12,500			
141	12,600			
142	12,600			
143	12,600			
144	12,600			
145	12,800			
146	12,800			
147	12,800			
148	12,800			
149	12,900			
150	12,900			
151	12,900			
152	12,900			
153	13,000			

別表第7（第17条関係）

昇給区分		A	B	C	D	E
平成28年1月～	特定職員	8以上	6	3	2	0
	一般職員	8以上	6	4	2	0
	55歳以上	2以上	1	0	0	0
平成27年1月	特定職員	7以上	5	2	1	0
	一般職員	7以上	5	3	1	0
	55歳以上	1以上	0	0	0	0

備考1 一般職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの、教育職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの及び医療職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるものを特定職員とする。

2 一般職俸給表（二）の適用を受ける職員は、「55歳以上」を「57歳以上」とする。

3 前年の昇給日後に新たに職員となった者の昇給の号俸数は、別表第7の規定する号俸数に相当する数に、その者の新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数とする。